

令和2年度 京都府入札制度等検討委員会（第3回） 議事概要

開催日時及び場所	令和3年3月24日（水） 午後1時30分～午後3時 Web会議により実施	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>くすのき</small> 楠 <small>しげき</small> 茂樹（上智大学法科大学院教授） 委員 <small>いしづ</small> 石津 <small>ともあき</small> 友啓（京都経営者協会専務理事） 委員 <small>かわかつ</small> 川勝 <small>たけし</small> 健志（京都府立大学公共政策学部教授） 委員 <small>つねみね</small> 常峰 <small>かずこ</small> 和子（公認会計士） 委員 <small>みたに</small> 三谷 <small>しげる</small> 茂（記者（元京都新聞論説委員）） 委員 <small>やました</small> 山下 <small>のぶこ</small> 信子（弁護士）	
議 事 概 要	1 開会 [あいさつ（浅野入札課長）] 2 議事 （1）公契約大綱の運用状況について （2）公契約大綱に基づく取組の拡充について ◇公契約大綱の運用状況や公契約大綱に基づく取組の拡充について報告し、委員から意見を聴取した。 ◇各委員から出された意見を踏まえ、入札制度の情報収集や適切な運用に努めるとともに、今後とも継続して、入札制度の運用状況等について検証を行うこととした。	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙

2 議事

(1) 公契約大綱の運用状況について

意見・質問	回 答 等
<p>◇「週休2日促進型」の試行を始めたところがあるが、結果としてどの程度週休2日が進んだのか。</p>	<p>◇この「週休2日促進型」は入札の参加時に週休2日を行うとした業者を評価するもので、まだ工事中の案件ばかりですが、実際にこの方式で受注された工事はほぼ週休2日での施工がされています。</p>
<p>◇生産性向上の取組として挙げられているものに ICT 活用工事があるが、こういった DX(デジタルトランスフォーメーション) 関連、デジタル化以外に、生産性向上のための取組はあるか。</p>	<p>◇DX については国でもデジタル庁などで大きな課題とされていますが、府内の ICT 活用工事ではまだ20数件のみの実績となっています。また、遠隔臨場と記載しているものについてですが、これは府の監督職員による立会、検査などを遠隔で行うものです。これにより、職員が現場に赴く移動の時間や、現場の受注者との調整の時間が省略できるという利点があります。府としても来年度からはウェアラブルカメラを業者にリースすることを予定しており、今後も DX を進めていきたいと考えています。</p>
<p>◇資料2(3)に、さまざまな型があるが、これはそれぞれどういった内容なのか。 また、このうち「発注者指定工事評価型」は0件(指定工事2件発注)とあるが、これはどういうことか。</p>	<p>◇「発注者指定工事評価型」は災害復旧工事など不調・不落となりやすい難しい工事を「指定工事」とし、それらを受注された業者を評価するものです。指定工事2件発注とは、のちに発注される「発注者指定工事評価型」で評価される対象の工事を2件発注したということです。 「受注機会促進型」、「企業チャレンジ型」はこれまでの総合評価競争入札では過去の実績がある業者が高く評価され、結果的に新規の事業者の参入が難しくなっていたことを受け、そういった過去の実績がなくとも技術力のある業者を評価する方式です。前者は同一年度内に受注実績がない場合に加点を、後者はほかの総合評価方式に比べ、過去の実績等の項目数を減らしているものです。</p>
<p>◇「受注機会促進型」というのは、これ</p>	<p>◇そのとおりです。京都府の発注する入札</p>

まで応札はしているが受注できていない業者を評価しようということか。

◇遠隔臨場を進めるとの説明だったが、工事期間中すべて遠隔で実施するのか。受注者との信頼を前提としているが、カメラだけでは見落とすこともあり、実際に現場に赴かないとわからないこともあるように思う。

◇新たな取組についてはまだ着手して間もないこともあり、今後継続していくことが重要。今回のように動向の報告は今後もしてもらいたい、結果については長い目で見ていく必要がある。

◇デジタル分野、DX 関連については未知数のものもあり、取組のバリエーションが今後も増えていくと思われる。それらについて、今後も府から紹介してもらえたらと思う。

◇DX については、国交省の委員会でも発注者側にそれらの技術を適正に評価できるのかといった懸念が出ており、今後の課題とされている。引き続き検討を進めてもらいたい。

◇単なる実施件数だけではなく全体の目標に対して、どの程度の進捗か、といったものも今後は示してもらえたらと思う。

では最低制限価格にはりついたものも多く、くじ引きによって決まってしまう傾向があるため、確かな技術力を有し、地域にも貢献する地元企業に少しでも受注機会が得られるようにするものです。

◇現場をしっかりと確認することが重要との御指摘で、その点については重々承知しているところです。

現在、1現場当たりで多い時には20回ほどの立会を行っていますが、すべてがすべて実際に現場に行く必要がある訳ではないので、この一部を遠隔臨場で代替するものです。これにより府職員だけでなく現場の作業員も移動や調整の時間が減るため、長時間労働の是正に加え、より工事の品質を向上することが可能と考えております。

◇御指摘のとおりまだまだこれからといった分野で、今後は建設分野だけではなく、維持管理の分野での活用も考えていきたい。

(2) 公契約大綱に基づく新たな取組について

意見・質問	回答等
<p>◇プロポーザル方式から総合評価競争入札方式に移行を考えているとのことだが、事務負担がどの程度軽減されるのか。</p> <p>また、現在のプロポーザル方式による契約件数など規模感が知りたい。</p>	<p>◇総合評価競争入札方式はあくまで入札のため、参加資格の審査が必要となります。その後の技術評価自体は、現在のプロポーザル方式での評価とそれほど変わらないのではないかと考えていますが、現時点ではそれらによりどの程度の負担が増えるのかが読めない状況です。</p> <p>現在のプロポーザル方式の件数ですが、年間で200件ほどの契約を行っています。</p>
<p>◇説明を聞く限り、契約相手方選定の過程ではどちらでもそれなりの手間がかかるように思え、事務負担の軽減につながるとは思えない。プロポーザル方式から総合評価方式へ移行することにどういった狙いがあるのか。</p>	<p>◇移行するメリットとして、総合評価競争入札はあくまで入札のため、価格競争の部分が一定存在することが挙げられます。また、地方自治体の契約の大原則である入札方式に移行するのが望ましいのではないかと考えております。</p>
<p>◇プロポーザル方式の選定委員の経験から質問するが、府からは毎年、採点を依頼されるものの最終的な決定は府が行うというような説明を受ける。採点と結果が逆転するようなケースはあるのか、また逆転するのであれば、最初から府のほうで相手方を選定してしまったら良いのではないかとも思う。</p>	<p>◇府のプロポーザル方式において、外部有識者の方の採点結果に反した相手方が選定されるということは基本的にはありません。ただし得点が60点未満になると契約相手方として不適当として、選定されないということがあります。</p> <p>また、総合評価競争入札であれば、各業者の得点は発注者が採点する形になります。</p>
<p>◇今後、プロポーザル方式を総合評価競争入札に移行しようと考えているのか。</p>	<p>◇説明でも申し上げたような、1者のみの参加が続いているようなものから段階的に移行できたらと考えています。</p>
<p>◇価格のみでなく品質も評価する総合評価競争入札において、価格以外の要素の評価は難しい問題だと思うが、京都府の職員でも評価が可能な部分もあると思う。外部の専門家の意見聴取が法定義務となっているとのことだが、それらを一定緩和するようなことはできないのか。</p>	<p>◇建設工事の総合評価競争入札の例を申し上げますと、京都府では簡易型と呼ばれる総合評価競争入札においては、学識経験者による委員会にて年度に1回包括的に落札者決定基準について承認いただき事務の軽減を図っています。本日議題(1)でお示しした試行のものもすべて簡易型に属するものです。</p> <p>ただ、今回総合評価に移行しようと考えているプロポーザル方式は、あらゆる種類の業務があり、それらすべての分野に精通し</p>

た専門家というのがいらっしゃるのか、また統一的に見ていただくのか、専門的に見てもらうのかといったところの見通しが立っていない状況です。

◇委託・役務の総合評価方式について、国の方では財務大臣との協議が必要となっているが、これはガイドラインを定めて包括協議を行い、それが認められれば個別案件ごとには協議していない。

どういった専門の方に決定基準策定段階で意見をもらうかについて、確かに業務が多様化していて学識経験者からすべて包括的に意見を求めるのは難しいと思うが、ある程度専門性の射程が広いメンバーによる委員会を設けて、その分野以外の専門性が必要となった際にはその時に個別に意見をもらうといった形にすればある程度対応できると思う。年間数件程度を試行的に総合評価方式で実施していた頃であればともかく、年間数十件以上あるような時代に案件ごとに個別で実施するのは実質的に不可能。

法定要件である以上、学識経験者からの意見をもらうことなく実施した場合は、住民の方からの訴訟など法的な問題にはなるかもしれないので、そこを欠くことはできないと思う。

◇学識経験者選定の難しさがあるように思う。大学教授の方といった学識経験者、福祉分野などでは実務にも精通している有資格者などもいるのが望ましい。最近の実務家の方で経験を積んで、教員をされているような方もいる。

◇総合評価方式に馴染む業務、馴染まない業務があるため、どういった業務を総合評価方式とするか、というのを検討する必要がある。

例えば資料にある、国や都道府県の適用状況の中で実施されている業務であ

れば総合評価方式に馴染む一例と見ることができ。現時点では、少なくとも馴染むものか否かの線引きが最初に必要なと思う。一方で、(1)でも出たようなDXなどが進んでいく現在、かつては総合評価方式に馴染まないと思われていた業務でも、馴染むようになっていくということもありうる。いずれにせよ、入札方式とすべきでないような業務が入札とされてしまうおそれがあるので、府としてどういった業務を総合評価方式の中に入れていくか政策方針から検討すべき。

◇何を入札とすべきか政策目的から考えるというのは重要で、例えば国では閣議決定などで何か新しいことをするとした場合でも、まず入札制度の中で実現するということになり、総合評価方式の枠に収めようとするため、ルールがどんどん複雑化し、結果として何を目的にした制度なのかがわかりにくくなっているきらいがある。政策目的に対して、効果が出るような手段になっているのか、というのを考えて導入しなければならない。また、副作用はないかという視点も重要。個人的にはクリアなルールが望ましいと思う。

◇実際の事務負担や効果を検討してから制度設計を進めてもらいたい。